

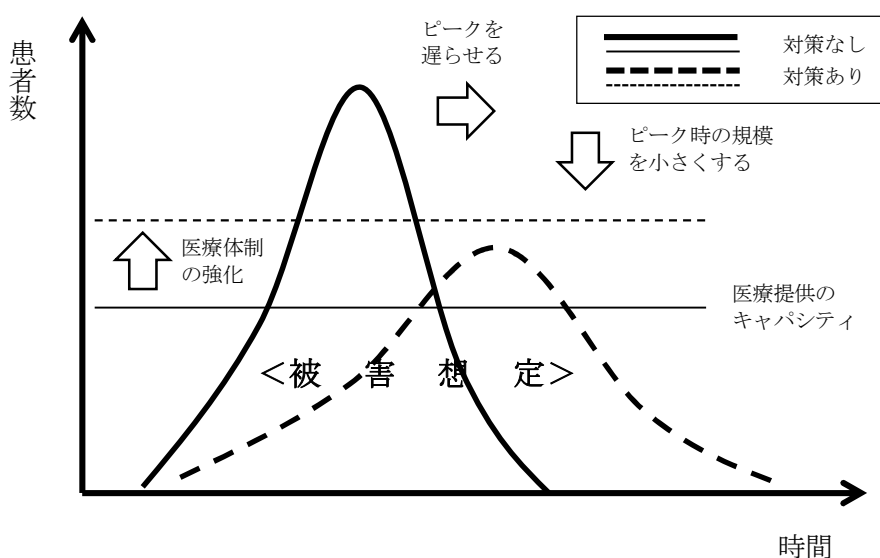
鴨川市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画について

◆新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成25年4月13日施行)の目的

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(第1条抜粋)

＜対策効果の概念図＞



項 目	鴨川市	
医療機関を受診する患者数	約 3、600 人～約 6、900 人	
入院患者（上限値）	中等度	重 度
	約 150 人	約 550 人
死亡者数（上限値）	中等度	重 度
	約 50 人	約 180 人

※国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから、一つの例として想定した推計結果を本市に当てはめることで、被害想定を行った。

対策の目的及び基本的な方針

○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保すること。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすること。
- ・適切に医療の提供により、重症者数や死亡数を減らすこと。

○市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする

- ・地域での感染症対策により、欠勤者の数を減らすこと。
- ・事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めること。

○県行動計画の作成

都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（都道府県行動計画）を作成するものとする。（第7条抜粋）

○市行動計画の作成

市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する（市町村行動計画）を作成するものとする。（第8条抜粋）

市の行動計画に定める事項

1. 市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること
2. 市が実施する次に掲げる措置に関すること
 - ①事業者及び住民への適切な方法による新型インフルエンザ等に関する情報の提供
 - ②住民に対する予防接種の実施、その他の新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置
 - ③生活環境の保全、その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
3. 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関すること
4. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関すること
5. 前各号に掲げるものの他、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し、市長が必要と認めること

【各発生段階における対策】

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期～県内発生早期)	国内感染期 (県内感染期)	小 康 期
対策の考え方	・平時から、関係機関との連携を図り、体制の構築や事前の準備を推進	・情報をできる限り収集する。 ・市内発生に備えての体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・感染拡大防止から被害軽減に変更 ・最低限の市民生活、市民経済を維持する	・対策の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復 ・流行の第二波に備える
実施体制	・行動計画の作成 ・国、県、関係機関との連携や連絡体制の確認 ・業務継続計画の策定	(政府対策本部設置) (県対策本部設置) ・市対策連絡会等を通じ、関係部門での情報共有	・国が緊急事態宣言を行った場合に、市対策本部を設置	・左記に同じ	・左記に同じ ・国が緊急事態解除宣言を行った場合に、市対策本部を廃止
サーベイランス ・情報収集	・国、県からの情報収集 ・通常のインフルエンザ発生動向の把握	・国、県の情報収集 ・市内学校等での発生状況の把握と安房健康福祉センターとの連携	・左記に同じ	・左記に同じ	・国、県からの情報収集 ・引き続き市内学校等での発生状況の把握
情報提供 ・共有	・市民へ感染症や公衆衛生に関する情報提供 ・情報提供体制整備	・個人レベルの感染対策の普及(手洗い、うがい、マスク着用等) ・一般的な問い合わせに対応する相談窓口の設置	・国、県情報を、必要に応じ迅速に提供 ・個人レベルの感染対策の周知 ・一般的な問い合わせに対応する相談窓口の充実	・左記に同じ	・流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起 ・一般的な問い合わせに対応する相談窓口の縮小
予防 ・まん延防止	・個人や職場での基本的感染対策の普及 ・予防接種体制の構築	・特定接種の開始 ・住民接種の準備	・住民への周知 ・市の感染対策徹底 ・住民接種の開始	・左記に同じ	・流行の第二波に備えた住民接種の継続
医療	・医療体制確保に安房健康福祉センター等と情報共有する ・感染防止を目的とした医療資機材の備蓄 ・整備	・安房健康福祉センターに必要に応じて協力	・左記に同じ	・在宅療養患者への支援と自宅で死亡した患者への対応	
市民生活 市民経済の安定の確保	・要援護者への生活支援等の検討 ・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等把握	・必要に応じ、県が行う事業者等の職場における感染予防策の準備への協力 ・一時的に遺体を安置できる施設等の確保	・市民への呼びかけ ・水の安定供給、運送の確保 ・県と連携し、生活関連物資等の価格の安定等の取り組みへ協力	・左記に同じ	・市民への呼びかけ ・緊急事態措置の縮小・中止